

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原告 山田 清彦 外105名

被告 国

訴訟進行に関する意見書

2021年（令和3年）10月8日

青森地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅 石 紘 爾

弁護士 内 藤 隆

弁護士 海 渡 雄 一

弁護士 伊 東 良 徳

弁護士 中 野 宏 典

第1 意見の主旨

1. 原告らの主張に対する被告の反論は、今後2口頭弁論期日内に終了するよう被告に指示されたい。
2. 仮に前項の措置がとられることなく3回以上の期日を要とした場合には、その回数ができる限り少なくし、早期に、指定された口頭弁論期日の弁論終了後引き続き証人調を実施されたい。
3. 原告ら申出にかかる渡辺満久証人の尋問については、採用のうえ、尋問期日は既に指定されている2022年（令和4年）3月4日に指定されたい。

第2 意見の理由

1. 本件訴訟の遅延状況とその原因について

(1) 本件取消訴訟（平成5年（行ウ）第4号。以下「旧訴」という）は、平成5年12月3日提訴され、100回を超える口頭弁論を重ね、原子力訴訟では他に類を見ない超長期裁判の様相を呈している。

その原因の一つには、再処理工場が抱える専門性、争点の複雑性が挙げられるものの、最大の原因は、被告側の訴訟活動の遅延及び怠慢に帰すると言っても過言ではない。

その経緯の一端を例示すると以下のとおりである。

- ① 旧安全審査及び適合性審査の違法性、無効性にかかる原告らの主張に対する実質的反論を何ら正当な理由もなしに怠り訴訟の空白を作ってきた。
- ② 耐震設計の見直し（バックチェック）期間中、被告は何らの訴訟活動を行わず、休眠状態で貴重な審理時間を空費してきた。
- ③ 東日本大震災による福島第一原発の重大事故発生を機に本件再処理工場に係る新規制基準が制定され、本件再処理事業の変更許可申請がなされるに

及び、被告原子力規制委員会による適合性審査に実に6年半もの歳月を要した。被告はその間、原告ら準備書面に対する反論は、適合性審査中であるから行えない、審査終了後に反論準備書面を提出すると法廷で誓約、明言した。

その間被告がやったことと言えば、新規制基準の解説で時間稼ぎに終始した。

- ④ 2020年(令和2年)7月29日本件変更許可が出されたことに伴い、原告らは変更許可取消訴訟(令和3年(行ウ)第1号。以下「新訴」という)を提起したが、被告はその後2回の口頭弁論期日を経たにも関わらず、上記誓約に違反し準備書面(1)で旧訴準備書面の要約である新訴請求原因に対する形式的認否を行うのみで、従前の原告ら主張に対する反論を行わなかった。

旧訴と新訴は併合されたが、原告ら主張の取消事由は旧訴・新訴とも内容的にはほぼ同じであるから、被告は審査終了後の1年半近い期間があったにもかかわらず反論書作成をすることなく放置してきたことになる。

2. 被告の今後の予定と結審時期について

- (1) 被告は、2021年9月24日の口頭弁論期日において、今後の立証計画を問われ、次回以降10期日にわたって、下記の争点につき、順次反論の準備書面を提出予定であると答弁した。

記

- ① 航空機落下
- ② 石油備蓄基地の火災・爆発
- ③ 地震・地盤
- ④ 平常時被曝
- ⑤ 重大事故・内的要因＝事故選定・シークウエンスの適切性

- ⑥ 重大事故・外的要因＝航空機テロ
- ⑦ 立地審査基準
- ⑧ 火山噴火
- ⑨ 技術的能力
- ⑩ その他：本訴の対象外だが原告の主張に鑑み説明する論点
(レッドセル問題、平和利用目的、経理的基礎)

(2) 10期日にわたる反論は、期日が順調に推移しても、現在の年間4開延の実情に照らすならば、完了まで約2年半の長期間を要することを意味する。

この反論書に対して、当然行う原告らの再反論の時間も加算すると、最終的な主張整理までの所要期間は4、5年程度を覚悟しなければならないことになる。

その後証人調が実施されて最終弁論を経て結審となるが、それまでの期間は最低でも3年間、証人の人数次第では5年間で予定しなければならない。

そうなると本訴訟は旧訴提起から結審まで、一審段階で実に40年近い歳月を費やす結果となりかねない。

(3) 訴訟遅延の背景

再処理事業者日本原燃は、本件施設の竣工予定を25回に渡り変更した挙句、2022年(令和4年)上期(4月～9月)とした。しかし、目下申請中の設計及び工事の計画の認可(設工認)時期は全く不透明な状況にあって、上記竣工予定時期の26回目の変更は必至とみられている。

かつては国策民営と呼ばれていたが、使用済燃料再処理機構の設立により今や国策国営に変貌した六ヶ所再処理事業はあらゆる面で破綻状態にあるが、国と事業者は工場の竣工式だけは挙げて面子を保つことに腐心し、竣工前の敗訴判決による本件施設の廃止措置だけは絶対に避けることを至上命題としている。

本件訴訟の引き延ばしの背景には、このような事情があることに留意され

たい。

3. 反論の時間制限を

(1) 被告提案批判

反論に今後10期日を要するという被告の提案は決して容認されるものではないし、容認してはならないものである。

被告には、適合性審査終了後、原告らの主張に対する反論に十分な準備期間が保障されていたことを忘れてはならない。

この提案は、自らの怠慢を棚に上げ、裁判迅速法の趣旨を真っ向から否定するもので、司法（裁判）を著しく軽視し、更なる裁判の引き延しを図ろうとする試みであって到底受け入れ難いものと言わざるをえない。

(2) 反論期日はせいぜい2期日で完了するようにすべきである。

被告は、事務局である原子力規制庁に事務処理をさせることができる（原子力規制委員会設置法27条）。

規制庁は豊富な人的、物的資源に恵まれているうえに、本件適合性審査中に本訴の争点についての知見を十分に蓄積してきたはずである。

よって、被告は上部機関として、規制庁に対し、原発の再稼働等の審理を中断して、総力を挙げて短期間に上記反論を仕上げるよう強く指示、指導すべきである。規制庁の事務処理能力をもってすれば、それは決して無理を強いる措置ではない。

4. 証人調実施の必要性について

- (1) 通常 of 審理手続きに従うならば、当事者双方の主張・立証が全部出揃った段階で争点整理が行われ、証人調べが実施されるところであるが、本件訴訟のように、長期化した異常（法律違反）状態下においては、審理を正常な状態に引き戻す処置が講じられなければならない。

(2) その解決策の一つとして考えられるのは、全ての争点が出揃い争点整理がなされる前であっても、当事者双方の主張・立証が出揃った個々の争点について先行的に順次証人調べを実施すべきである。

証人尋問は、指定期日に行われる弁論終了次第（時間的制約を考えると準備書面の口頭陳述もしくはプレゼンは省略もありうる）実施する。この期日で原告側申出にかかる証人調べが終了しない場合には、別期日を指定して実施することになるが、できれば1日で主尋問、反対尋問を終わらせることが相当である。陳述書が事前に提出されれば、1期日証人1名の尋問完了は可能と考える。

以上のような訴訟指揮がなされることは、「適正かつ迅速な審理の実現のため」（民訴法1条7の2）有効であり、ひいては「訴訟手続の計画的な進行を図ることになり」訴訟経済にも適うものであると同時に、訴訟の著しい遅れを解消するために必要な措置と言うべきである。

5. 原告らの訴訟進行に関する具体的提案について

(1) 原告らが、多岐にわたる争点の中で、特に重要と判断している争点は下記7項目であり、ア、イ、ウ、エ、オの争点については、現段階において証人申請の準備が整っているか、証人候補の人選が進んでいる。

ア 活断層評価の誤り—大陸棚外縁断層と六ヶ所断層の活動性の見落とし

イ 基準地震動策定の不備—本件施設は基準地震動 700Gal に耐えられない

ウ 火山噴火対策の不備—十和田カルデラ噴火の危険性

エ 航空機墜落の危険性—航空機墜落確率評価の誤りと墜落対策の不備

オ 重大事故対策の不備

カ 平常時被ばくの危険性

キ 立地評価の欠落と実効性を欠く避難計画

(2) 原告らは、9月24日の口頭弁論期日において渡辺満久証人尋問の証拠申

出を行った。

立証趣旨は、上記証拠申出書記載のとおり、六ヶ所断層の活動性の有無、地震動の強さ、基準地震動策定の是非などである。

本来の立証責任論から言えば、被告側がまず本件審査基準と判断の合理性を証明すべきであるが、「六ヶ所断層」にかかる上記論点については、双方の主張・立証は現時点で出尽くしていると解されるから、原告申請の証人採用には何ら問題はないと思料するところである。

同じようなケースは、審理の空白を埋める対策として、旧訴時代（平成19年3月2日）に臨界事故関連で内藤倅孝証人を採用し尋問を行った前例がある。

被告の渡辺証人に対する反対尋問も同一期日終了させることが相当である。

- (3) 同証人の証人尋問期日は、予定されている次々回の口頭弁論期日である2022年（令和4年）3月4日を指定されたい。